

## 船橋市再犯防止推進計画(案) R5.8.25(前回委員会)からの変更点

No	ページ	変更箇所	変更点	変更理由
1	表紙	(新規)	(令和6年度～令和8年度)を追記	計画期間の明確化
2	目次	第3章「3 学校と連携した修学支援の実施等のための取組」	第3章「3 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組」	国の手引きと統一
3	全般	全般	「人」・「方」の表記を「者」に統一	表現の整理
4	1	13行目	(平成28年法律第104号)を削除	表現の整理
5	1	グラフ	出典の記載場所を変更	表現の整理
6	3	計画の位置づけイメージ図	「重層的支援体制整備事業実施計画」を追記	今年度より策定した実施計画を追加
7	3	9行目	「推進していきます」→「記載しています」に修正	表現の整理
8	4	④1行目・3行目	「第2条」→「第2条第1項」に修正	表現の整理
9	4	④4行目	「非行少年」の定義を追記	表現の整理
10	4	④10行目	「再犯防止推進法第2条第2項において」を追記	表現の整理
11	5	犯罪者処遇の概要 フロー図	変更なし	
12	7	(2)刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率のグラフ(船橋市)	千葉県に修正	データの統一
13	9	(4) 新受刑者の年齢構成のグラフ	(令和3年)を追記	データの時点の明確化
14	9	(5) 新受刑者中の再犯者の再犯までの期間	(令和3年)を追記	データの時点の明確化
15	12	(新規)	具体的な事業例に「協力雇用主への優遇措置」を追記	関連する事業であるため
16	14	新受刑者の前刑出所時における帰住先(千葉県)のグラフ	(令和3年)を追記	データの時点の明確化
17	15	刑法犯検挙人員に占める高齢者の割合(船橋市)のグラフ	千葉県に修正	データの統一
18	17	(新規)	具体的な事業例に「薬物乱用防止教育」を追記	関連する事業であるため
19	18	「3 学校と連携した修学支援の実施等のための取組」	「3 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組」	国の手引きと統一
20	19	「スクールソーシャルワーカーによる支援」	「スクールカウンセラーによる支援」を追記の上、内容一部修正	関連する事業であるため

21	20	家庭児童相談室	内容の変更 子ども家庭総合支援拠点として、家庭児童相談室の相談体制の強化とともに、要保護児童及びDV対策地域協議会の枠組みを活用し、関係機関との情報共有、連携の強化を図る。 ↓ 要保護児童及びDV対策地域協議会を活用した情報共有や、児童相談所等の関係機関との連携の強化を図り支援を行う。	表現の整理
22	20	(新規)	具体的な事業例に「子育て世代包括支援センター事業」を追記	関連する事業であるため
23	22	協力雇用主への優遇措置	協力雇用主への優遇措置(再掲)に修正	No12に伴い、表現の整理
24	23	船橋市再犯防止推進ネットワーク	全て(仮称)で統一	表現の整理
25	24	6行目	ネットワーク構成員の例示に「保健医療・福祉の関係団体」を追記	委員ご指摘のとおり、例示として追加
26	24	船橋市再犯防止推進ネットワーク	全て(仮称)で統一	表現の整理
27	26	塚田地域包括支援センター	住所変更	センターの移転による
28	37	委員名簿の基準日(令和5年7月1日現在)	令和5年10月1日現在に修正の上、内容一部変更	委員の所属変更
29	40	「起訴猶予」の説明文	「と気にする処分」→「とよにする処分」に修正	表現の整理